

厚生労働省発基安1004第1号

令和元年10月4日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「クレーン等安全規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

クレーン等安全規則の一部を改正する省令案要綱

第一 建築基準法（以下「建基法」という。）第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物（以下「建築物」という。）に積載荷重が一トン以上のエレベーターを設置しようとする事業者が所轄労働基準監督署長に提出しなければならないものとして、昇降機その他の建築設備を建築物に設ける場合における建基法の規定による確認済証の写しを追加すること。

第二 昇降機その他の建築設備を建築物に設ける場合に建基法の規定による検査が行われるエレベーターを、事業者が建築物に積載荷重が〇・二五トン以上一トン未満のエレベーターを設置したときに荷重試験を行わなければならないものから除くこと。

第三 その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 この省令は、公布の日から施行することとする。